

# 特別養護老人ホーム あじさい苑大阪住吉

## 短期入所生活介護重要事項説明書

### 1 事業者

設置者名	社会福祉法人 浩照会		
所在地	京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番81		
電話番号	075-632-8658	FAX	075-604-0130
代表者氏名	理事長 宮脇 昭太郎		
設立年月日	平成11年11月1日		

### 2 事業所の概要

種類	介護老人福祉施設		
名称	特別養護老人ホーム あじさい苑大阪住吉 短期入所生活介護		
所在地	大阪市住吉区住吉一丁目9番18号		
電話番号	06-6671-1055	FAX	06-6671-1056
管理者	施設長 宮脇 孝誠		

### 3 事業所の目的、運営方針

目的	社会福祉法人 浩照会が運営するユニット型特別養護老人ホーム あじさい苑大阪住吉 短期入所生活介護（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
運営方針	<p>施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者へのサービスの提供に関する計画（ケアプラン）に基づき、その居宅における生活への支援を念頭におき、利用中の生活が居宅における生活の連続となるよう配慮しつつ、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むよう支援する。</p> <p>施設は、地域や家庭との連携を重視した運営を行い、市区町村及び老人福祉事業者等と密接な協力関係を構築する。</p>

### 4 開設年月日及びあわせて実施する事業

事業の種類	大阪市の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
施設 介護老人福祉施設	令和3年4月16日	2772005241	70名
居宅 短期入所生活介護	令和3年4月16日	2772005241	10名
居宅 予防短期入所生活介護	令和3年4月16日	2772005241	(10名)
施設 地域密着型介護老人福祉施設	令和3年5月1日	2792000537	20名

## 5 施設概要

敷地	1975.93 m <sup>2</sup>	
建物	構造	コンクリート造 6階建
	延べ床面積	4406.13 m <sup>2</sup>
	利用定員	80名（施設入居70名含む）
	ユニット数	1ユニット（各ユニット定数10名） （個室1名当たりの面積 15.19 m <sup>2</sup> ）

## 6 職員の配置状況と勤務体制及び職務内容

当事業所では、利用者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、下記の職員を配置します。

### (1) 主な職員配置（下記職員は、介護老人福祉施設、介護予防短期入所介護と兼務）

（常勤換算方式）

職員	配置職員	職員	配置職員
1. 施設長（管理者）（常勤）	1名	6. 介護支援専門員（常勤換算）	1名
2. 医師（非常勤）	1名	7. 機能訓練指導員（常勤換算）	1名
3. 生活相談員（常勤換算）	1名	8. 管理栄養士（常勤換算）	1名
4. 介護職員（常勤換算）	36名	9. 事務員	3名
5. 看護職員（常勤換算）	4名		

### (2) 勤務体制及び職務内容

#### 1) 施設長（管理者）

勤務時間 8：45～17：15

職員の管理、業務の実施状況の把握、施設全般の業務を統括します。

#### 2) 医師

勤務時間 14：00～17：00

週2回、利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

#### 3) 生活相談員

勤務時間 8：45～17：15

利用者の入退所、生活相談及び援助に関する業務に従事し、その家族の相談にも適切に対応します。

#### 4) 介護職員

勤務時間 早出 7：00～15：30

日勤（イ） 8：45～17：15

日勤（ロ） 9：00～17：30

遅出（イ） 11：00～19：30

遅出（ロ） 11：45～20：15

夜勤 16：30～ 9：30

利用者の日常生活の介助、相談及び援助業務を行います。

5) 看護職員

勤務時間	早出	8:00～16:30
	日勤	8:45～17:15
	遅出	10:15～18:45

利用者の看護、保健衛生の業務を行います。

6) 介護支援専門員

勤務時間 8:45～17:15

利用者の介護支援に関する業務を行います。

7) 機能訓練指導員

勤務時間 8:45～17:15

利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善又はその減退の防止に必要な訓練及び指導を行います。

8) 管理栄養士

勤務時間 8:45～17:15

食品衛生管理に努め、施設における食事提供と栄養ケアマネジメント業務を行います。

9) 事務員

勤務時間 8:45～17:15

介護報酬請求・受付・庶務全般業務を行います。

7 当事業所が提供するサービス内容

居宅介護の提供に係る計画の作成に関し、利用者の有する能力、その置かれている環境等、現に利用者が抱えている問題点を明らかにし、本人及びご家族の希望に沿った施設サービス計画を作成し、利用者又はご家族に説明及び同意を得てサービスを提供することとします。

又、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術や役割を以って支援します。

(1) 事業所の通常の事業実施地域

1) 住吉区・東住吉区・阿倍野区・住之江区・西成区・天王寺区・堺市堺区・堺市北区とします。

(2) 送 迎

1) 希望に応じ片道又は往復の送迎を行います。

(3) 食 事

1) 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。

(4) 入 浴

1) 利用者1人週2回を原則として行います。

2) 利用者の身体状況に合わせて個浴・チェアインバス等適時選択して行います。

3) 健康状態により入浴できない方には、清拭を行うことがあります。

#### (5) 排 泄

- 1) 利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
- 2) おむつを使用せざるを得ない利用者については排泄の自立を図りつつおむつを適切に取り替えることを行います。

#### (6) 健康管理

- 1) 介護職員は常に利用者の健康状態を把握し、必要により看護職員の指示を受け、病院受診するなど必要な対応を行います。
  - 2) 日常及び夜間などの緊急時においては緊急連絡体制により必要な措置が講じられる体制を整えています。
  - 3) 利用中に健康状態に変化がみられ看護師が受診を要すると判断した場合においては家族様付き添いのもとで医療機関に受診していただくものとします。
- (7) 前項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

#### (8) 社会生活上の便宜

- 1) 日常生活に潤いと和やかさのある生活をしていただくために行事、レクリエーションを行うなどゆとりある明るい場の提供に努め、自主的に行う活動を支援します。

### 8 利用料（本人負担額）

- (1) 短期入所生活介護サービスを提供した際の利用料は、(別紙1)に定めるものとします。
- (2) 利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日頃に利用月分の請求書を郵送します。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。
  - 1) 利用者指定口座からの自動振替
  - 2) 事業者指定口座への振り込み

### 9 利用の際の留意いただく事項

#### (1) 面 会

- 1) 原則として9:00～19:00
- 2) 1階受付にて面会カードに記入いただき、そのカードをユニットの職員にお渡しください。
- 3) 感染症など、施設内において蔓延・拡大する恐れがある場合、面会の制限又は、面会をお断りする場合があります。

#### (2) 食べ物の持ち込みについて

- 1) 食べ物を持ち込みされる場合には必ず、職員にお声をかけて下さい。
- 2) 利用者の健康に影響する場合等、お持ち帰り頂く事があります。
- 3) 食べきれない場合は、フロアユニット職員にてお預かりし、適宜提供させていただきます。
- 4) 他の利用者に提供されることは、禁止させていただきます。また、職員へのお心遣い等も禁止とさせていただきます。

### (3) 喫煙

1) 館内の喫煙と飲酒は禁止とします。

### (4) 施設・設備の使用上の注意

1) 施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

2) 故意又は重大な過失により破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、相応の代価を支払うものとします。

3) 公の秩序または善良な風俗に反するような行為は行わないで下さい。

4) 施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

### (5) 貴重品・所持品

1) 日常生活に不要な貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。やむを得ず持ち込みされる場合は、施設と契約を結んで頂き管理させて頂きます。又、契約なきものの管理責任は負いません。

### (6) サービスの利用は別途施設介護計画に基づき提供します。

(7) サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合には速やかに事業者にお知らせください。

## 10 非常災害対策

(1) 当施設では、次の者を非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）として、非常災害対策に関する取り組みを行います。

非常災害対策に関わる担当者「職名」事務職 「氏名」久馬 逸平

(2) 当施設では、非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制を整備して、当施設の従業者に周知しています。

(3) 当施設では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

○第1回消防訓練 8月頃 日中想定 of 避難、救出、消火等 \*地震・水害も想定

○第2回消防訓練 2月頃 夜間想定 of 避難、救出、消火等 \*地震・水害も想定

1) 各訓練によって、所轄消防署等関係機関が立ち合いする場合があります。

2) 訓練内容によっては、入居者等も参加する場合があります。

3) 当施設の都合や状況に応じて実施時期を変更する場合があります。

(4) 近隣との協力関係

1) 災害時の避難場所の提供

2) 町内会及び近隣住民へのボランティア要請

## 11 身体拘束等の原則廃止

当施設では、原則として入居者に身体拘束等を禁止しています。ただし、入居者又は他人の生命・身体に対して危険（自傷他害等）がおよぶことが考えられる時には、緊急やむを得ない措置として、入居者及び家族に対して、説明し同意を得た上で、下記①②③の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

- 1) 「緊急性」 直ちに身体拘束を行わなければ入居者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- 2) 「非代替性」 身体拘束以外に入居者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- 3) 「切迫性」 入居者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

(1) 身体拘束等を行う場合の手続きについて

当施設では、「身体拘束廃止委員会」を設置しています。当該委員会は、3月に1回以上開催し、身体拘束等の実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

- 1) 身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間・改善方法等を含め、あらかじめ入居者又はその家族に説明して同意をいただく。
- 2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3) 身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入居者又はその家族に説明して同意をいただき、直ちに身体拘束等を解除します。
- 4) 身体拘束等の必要性について、家族の要望だけで実施することはありません。

1.2 虐待防止に関する事項

当施設は、入居者の人権擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 「職名」介護長 「氏名」石坪 浩規
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するため従業者の入職時と年2回以上の研修を実施しています。
- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦情を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に当施設の従業者又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

1.3 緊急時等における対応方法

サービス提供を行っている際に、入居者に病状の急変が生じた場合等は、速やかにかかりつけ医師及びあらかじめ定めている協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

1.4 協力医療機関

- (1) 病院名 医療法人 <sup>たちばなかい</sup> 橘会 東住吉森本病院  
院長名 寺柿 政和  
所在地 大阪市東住吉区鷹合3-2-66  
電話番号 06-6606-0010

- (2) 病院名 医療法人 <sup>やまきかい</sup>山紀会 山本第三病院  
院長名 山本 時彦  
所在地 大阪市西成区南津守4-5-20  
電話番号 06-6658-6611
- (3) 病院名 医療法人 <sup>あさひいどうかい</sup>旭医道会 中村クリニック  
院長名 中村 俊紀  
所在地 大阪市住之江区粉浜1-23-31  
電話番号 06-4701-2558
- (4) 病院名 医療法人 慶元クリニック  
院長名 慶元 光男  
所在地 東住吉区山坂5丁目16-25  
電話番号 06-6608-8200
- (5) 病院名 にしおか歯科医院  
院長名 西岡 真  
所在地 大阪市住吉区山之内4-1-1 エミネンスパレス1階  
電話番号 06-6696-6480
- (6) 病院名 くすのき歯科医院  
院長名 西岡 良子  
所在地 松原市柴垣2-5-31  
電話番号 072-338-8828

#### 1.5 事故発生の防止及び事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する短期入居生活介護サービスの提供に当たって事故が発生した場合は、速やかに入居者のご家族又はその代理人に連絡を行います。また、救急搬送等必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 重大な事故が発生した場合、保険者への連絡とともに、大阪府への連絡も行います。
- (3) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (4) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (5) 前項の場合において、施設の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。但し、施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

#### 1.6 利用時のリスクについて

- (1) 当施設では、入居者が快適な生活が送れるように原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないこと等に配慮しながら安全な環境づくりに努めていますが、入居者の自立した行動、心身の状況や病気などの原因により、危険（転倒・転落等）を伴う場合があることを十分にご理解ください。詳細については、【入居時のリスク説明書】で説明します。

## 1 7 苦情の受付

(1) 施設における苦情やご相談は下記により承ります。

1) 苦情受付窓口

苦情解決責任者「職名」施設長 「氏名」宮脇 孝誠

苦情受付担当者「職名」生活相談員 「氏名」三宅 正美

2) 受付時間

8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5

3) ご意見箱

ご意見箱を設置しておりますのでご利用ください。匿名の苦情にも対応させていただきますが、その際の苦情内容の返答に関しましては、施設内掲示板へ提示とさせていただきます。

(2) 当施設の苦情処理の体制及び手順

1) 当施設の窓口等で受けた相談や苦情については、受付した担当者が、主訴を確認し記録します。その場で対応可能な内容であっても、必ず責任者に報告し、対応内容を決定し、入居者に伝達します。

2) 上記1で対応しきれない内容については、当施設で会議を行い対応内容を決定します。

また、必要に応じて弁護士等に相談して決定する場合があります。

3) 入居者に対して、サービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償について検討する。

(3) その他苦情受付機関

1) 大阪市の苦情等相談連絡先

大阪市福祉局高齢施策部介護保険課（指定・指導グループ）

所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号船場センタービル7号館3階

電話 06-6241-6310

受付時間 午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝日除く）

2) 住吉区の相談連絡先

住吉区役所保健福祉課（保健福祉センター）

所在地 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電話 06-6694-9859

受付時間 午前9時～午後5時30分（曜日により時間・業務内容に違いがあります）

3) 大阪府の苦情連絡先

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

所在地 大阪市中央区中寺1丁目1番54号

電話 06-6191-3130

受付時間 10時～16時（平日、月曜日から金曜日）

4) 公的団体の苦情等相談連絡先

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課 苦情相談係

所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル内

電話 06-6949-5418

受付時間 午前9時～午後5時（平日、月曜日から金曜日）



## 1 8 提供するサービスの第三者評価の実施状況

現在、当施設では第三者評価を実施しておりません。

## 1 9 サービス提供における施設の義務

施設は、利用者に対し介護福祉施設サービスを提供するに当たって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護に配慮します。又利用者に対してサービスを提供するに当たっては次の事を遵守します。

- 1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2) 利用者の体調、健康状態から鑑みて必要な場合には、医師と連携し、利用者及び家族からも御意見を承り確認します。
- 3) サービス提供時において病状の急変が生じた場合は、速やかに施設の医師及び家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 4) 非常災害に関する具体的計画を策定し、定期的に非難、救出その他訓練を行います。
- 5) 利用者に提供した介護保険施設サービスについて記録を作成し、施設退所後も5年間保管します。
- 6) 介護・看護の記録及びその他のサービス提供の記録の開示については、利用者及びその家族の申し出により利用目的等を明確にした文書により開示します。
- 7) 施設及びサービス従事者やその他の職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従事者やその他の職員との雇用契約の内容とします。(守秘義務) 但し、利用者に緊急で医療上の必要がある場合には、医療機関に利用者の心身等の情報を提供します。又、あらかじめ文書による同意を得ます。(別紙2 個人情報の使用目的)
- 8) 施設は、原則として身体拘束は行いません。
- 9) 施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。又虐待防止に関する責任者を配置し、虐待防止における研修の年間計画をたてて実施致します。

## 2 0 サービス利用を止める場合

- (1) 契約の有効期間は、契約書のとおりとなります。

契約期間は、下記のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了となります。

- 1) 利用者が退所したとき及び病院等に入院した場合
- 2) 利用者が死亡した場合
- 3) 要介護認定の判定結果が自立と判定された場合
- 4) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 5) 施設の滅失や重大な損失により、利用者への介護保険施設サービス提供が不可能になった場合
- 6) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合

- (2) 利用者からの解約又は契約解除は申し出て下さい。ただし、下記の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。
- 1) 介護保険給付対象外サービスの料金の変更に同意できない場合
  - 2) 施設の運営規程の変更に同意できない場合
  - 3) 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
  - 4) 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
  - 5) 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - 6) 利用者が他の利用者に身体・財物・信用を傷つけられた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合
- (3) 事業者から下記の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。
- 1) 利用者が、伝染病に罹患し、他の利用者に伝染する状態となった場合
  - 2) 利用者が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 3) 利用者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 4) 利用者が、契約に定める禁止行為を行ない、施設又はサービス従事者の再三の制止にかかわらず、その行為を続ける場合
  - 5) 自傷・他害行為を行う場合

## 2 1 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報の利用目的を（別紙2 個人情報の使用目的）のとおり定め、適切に取り扱います。
- 又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、情報提供を行うことがあります。
- 1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - 2) 居宅介護支援事業所等との連携
  - 3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - 4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
  - 5) 生命・身体の保護のための必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

特別養護老人ホーム あじさい苑大阪住吉 短期入所生活介護利用にあたり、担当者より重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所

名 称 特別養護老人ホーム あじさい苑大阪住吉

説明者 職 名

氏 名

印

上記の内容の説明を受け、了承し受領しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

家族又は代理人氏名

印

本人との続柄